政策形成会議　次第

と　き：平成 26 年 6 月 27 日
午前 10 時～
ところ：第 3 委員会室

1　これまでの検討概要について

2　今後のスケジュールについて（資料①）

3　その他

今後のスケジュールについて（案）

１２月定例会提案

作業項目	平成26年					
	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月
①本政策形成会議で条例案の検討						
②パブリックコメントの実施（条例案の意見募集）						
③市民説明会の実施（条例案の説明、意見交換）						
④パブリックコメントの意見対応						
⑤パブリックコメントの結果公表						
⑥条例案の提案（１２月定例会）						

空家等対策の推進に関する特別措置法案における「税制上の措置」について

（平成 26 年 6 月 24 日現在）

応対者	質問	回答
宮路和明事務所 (空き家対策推進議員連盟会長) 佐武俊彦　様 03-3508-7206	空家等対策の推進に関する特別措置法案第 15 条の「税制上の措置」とは、どのような措置を想定しているか。	土地に係る固定資産税について、空き家解体後も一定期間（3 年程度）減免することなどを検討。ただし、税に係る検討は、税制調査会で行うため、全く未定の状態である。